

# IICP 退職給付会計体系マップ 基本編 最終改訂日 2009/11/18

### [B] 退職給付債務(PBO)と勤務費用・利息費用の関係

**ポイント**

- 勤務費用は退職給付債務のうち1年分の経過を考慮すると
- 退職給付債務 = 勤務費用 + 利息費用の累積

**STEP**

- 退職給付見込額 (退職率 × 将来勤務期間分)
- 退職給付見込額 (割引率 × 退職率 × 将来勤務期間分)
- 退職給付見込額 (割引率 × 退職率 × 将来勤務期間分)

**式**

$$\text{退職給付見込額} = \text{現在給与} \times \text{昇給率} \times \text{支給倍率} \times \text{退職率} \times \text{将来勤務期間分}$$

$$\text{勤務費用} = \text{現在給与} \times \text{昇給率} \times \text{支給倍率} \times \text{退職率} \times \text{過去勤務期間分} + \text{将来勤務期間分} \times \frac{1}{1 + \text{割引率}}$$

$$\text{利息費用} = (\text{当期分の退職給付債務}) \times \text{割引率}$$

### [C] 期間配分方法

**【PBO計算プロセスのSTEP部分】**

- (原則) 期間定額基準: 入社から期末までの勤務年数(過去勤務期間) / 入社から退職時までの勤務年数(過去勤務期間 + 将来勤務期間)
- (容認) 給与基準: 入社から期末までの給与支給総額 / 入社から退職時までの給与支給総額
- (容認) ポイント基準: 入社から期末までのポイント累計 / 入社から退職時までのポイント累計
- (例外) 支給倍率基準: 入社から期末までの勤務期間に対する支給倍率 / 入社から退職時までの勤務期間に対する支給倍率

**【参考(前期末)】**

退職給付見込額 7200  
 退職給付引当金(前期末) 750  
 退職給付債務 6450

### [D] 基礎率の変動がPBOに与える影響と見直しのタイミング

基礎率	基礎率の変動がPBOに与える影響	基礎率見直しのタイミング
割引率	割引率の変動によるPBOの変動幅は給付の見込支払日までの平均期間とほぼ比例関係にあり、例えば割引率が1%上昇した場合、給付の見込支払日までの平均期間が10年であればPBOは約10%減少する。すなわち、以下のA式が成立する。 PBOの変動割合 = 給付の見込支払日までの平均期間 × 割引率の変動割合...A式	基礎率を毎期見直すことが原則 但し、PBOに重要な影響がないと認められる場合には、見直さないことができる
昇給率・再評価率	(予定)昇給率又は(予定)再評価率が上昇すると、退職給付見込額の増加を通じてPBOが増加する。	
一時金選択率	給付利率 > 割引率の状況下では、「選択一時金額」の方が「年金支給額を予想退職時点まで割引計算した金額」よりも小さいため、一時金選択率の上昇によりPBOは減少する。	基礎率を毎期見直すことが原則 但し、PBO等に重要な影響がないと認められる場合には、財政再計算実施年度を除き、見直さないことができる
退職率	若い年齢の退職率が上昇すると、若年層の給付額が抑えられている通常のケースでは、退職給付見込額の減少を通じて、PBOが減少する。 但し、若い年齢の退職率が上昇すると、給付支払までの平均残存期間(又は平均残存勤務期間)が短くなり、より短期の国債等の利回りを割引率設定の指標とするため、割引率を引き下げなければならない可能性があり、割引率を下げることによりPBOが増加する可能性がある。	
死亡率	終身年金の場合、加入者の生存を前提として給付を行うため、死亡確率が高くなることにより、退職給付見込額が減少し、PBOも減少する。(終身年金以外の場合、PBO減少額は僅少)	

**【重要性の判断基準】**  
 前期末に使用した割引率による当期末PBOと当期末の国債利回り又は社債利回りに基づく割引率による当期末PBOとの差が10%未満か否か  
 割引率の様に明確な数値基準が実務指針等で明示されていないため注意が必要(理論的には、毎年退職率等を算定して、PBOに与える影響を把握すべき)

### [E] 退職給付会計の仕訳一覧

**勤務費用100・利息費用15の計上**

(借)退職給付費用 115 (貸)退職給付引当金 115  
 [PBO計算項目の増加]

**期待運用収益 10の計上**

(借)退職給付引当金 10 (貸)退職給付費用 10  
 [年金資産(借方項目)の増加]

**過去勤務債務の償却10・数理差異の償却15・変更時差異の償却20**

(借)退職給付費用 45 (貸)退職給付引当金 45  
 [未認識債務(借方項目)の減少]

**退職一時金制度からの支払20**

(借)退職給付引当金 20 (貸)現金預金 20  
 [PBO計算項目の減少]

**参考:年金制度からの支払30**

(借)退職給付引当金 30 (貸)退職給付引当金 30  
 [PBO計算項目の減少]

**貸借相殺**

年金掛金の拠出100 (借)退職給付引当金 100 (貸)現金預金 100  
 [年金資産(借方項目)の増加]

退職給付引当金の返還100 (借)現金預金 100 (貸)退職給付引当金 100  
 [年金資産(借方項目)の減少]

退職給付信託の設定 (例:有価証券時価100、簿価80)  
 (借)退職給付引当金 100 (貸)有価証券 80  
 [年金資産(借方項目)の増加] [貸]信託設定益 20

退職給付信託の解約 (例:有価証券時価100)  
 (借)有価証券 100 (貸)退職給付引当金 100  
 [年金資産(借方項目)の減少]

**重要性あれば、年金資産返還額(又は信託解約額)に対応する未認識数理計算上の差異を一時の損益として認識する必要あり**

### [A] 退職給付会計の全体像

当期前の年金資産400  
 期待運用収益率2.5%

1.退職給付B/S  
 退職給付見込額 7200  
 退職給付引当金(前期末) 750  
 退職給付債務 6450

2.退職給付P/L  
 勤務費用 100  
 利息費用 15  
 過去勤務債務償却額 10  
 数理計算上の差異償却額 15  
 会計基準変更時差異費用処理額 20

3.B/S退職給付引当金勘定  
 掛金拠出額 100  
 退職給付引当金(前期) 160  
 退職一時金制度からの支払額 20  
 退職給付引当金(期末) 190

4.退職給付引当金  
 未認識過去勤務債務 40  
 未認識数理計算上の差異 250  
 会計基準変更時差異の未処理額 20  
 退職給付引当金(期末) 190

5.退職給付債務  
 退職給付費用 100  
 退職給付引当金(期末) 190  
 退職給付債務 1000

6.退職給付引当金  
 退職給付引当金(前期末) 190  
 退職給付引当金(期末) 190

7.退職給付引当金  
 退職給付引当金(前期末) 190  
 退職給付引当金(期末) 190

8.退職給付引当金  
 退職給付引当金(前期末) 190  
 退職給付引当金(期末) 190

9.退職給付引当金  
 退職給付引当金(前期末) 190  
 退職給付引当金(期末) 190

10.退職給付引当金  
 退職給付引当金(前期末) 190  
 退職給付引当金(期末) 190

### [F] 簡便法の体系

簡便法の場合、退職給付引当金の増減差額として、退職給付費用を算定する。  
 (参考:原則法では勤務費用、利息費用等6つの構成要素の積上げで算定)

1.退職給付B/S  
 掛金拠出額 100  
 退職給付引当金(前期) 160  
 退職一時金制度からの支払額 20  
 退職給付費用 100  
 退職給付引当金(期末) 190

2.退職給付引当金  
 未認識過去勤務債務 40  
 未認識数理計算上の差異 250  
 会計基準変更時差異の未処理額 20  
 退職給付引当金(期末) 190

3.退職給付債務  
 退職給付費用 100  
 退職給付引当金(期末) 190  
 退職給付債務 1000

4.退職給付引当金  
 退職給付引当金(前期末) 190  
 退職給付引当金(期末) 190

5.退職給付引当金  
 退職給付引当金(前期末) 190  
 退職給付引当金(期末) 190

6.退職給付引当金  
 退職給付引当金(前期末) 190  
 退職給付引当金(期末) 190

7.退職給付引当金  
 退職給付引当金(前期末) 190  
 退職給付引当金(期末) 190

8.退職給付引当金  
 退職給付引当金(前期末) 190  
 退職給付引当金(期末) 190

9.退職給付引当金  
 退職給付引当金(前期末) 190  
 退職給付引当金(期末) 190

10.退職給付引当金  
 退職給付引当金(前期末) 190  
 退職給付引当金(期末) 190

### [J] 退職給付会計に関する税務上の取扱い

**【退職一時金制度】**

平成十四年税制改正前  
 法人税法上の退職給付引当金の繰入限度額まで損金として認定

平成十四年税制改正後  
 現金主義に統一  
 税務上の退職給付引当金を廃止  
 改正事業年度期首(平成14年4月1日)における退職給付引当金残高は段階的に取り崩し、益金算入する  
 (原則、取崩しだけになる)

**【年金制度】**

掛金拠出額を損金として認定

平成10年以降5年間の経過措置により、自己都合要支給額の40%から20%へ損金算入限度額が段階的に引き下げられる予定であった

段階的取崩しのスケジュール  
 [大法人(資本金1億円超)等]  
 1年目:3/10、2年目:3/10、3年目:2/10、4年目:2/10  
 [中法人(資本金1億円以下)等]  
 10年間で均等に取崩す

**【税務申告書上の取扱い】**

会計上の退職給付費用を加算し、退職一時金支払額を減算する  
 退職給付引当金残高の取崩額を加算する

会計上の退職給付費用を加算し、掛金拠出額を減算する

### [I] 複数事業主制度

複数事業主制度(例:総合型基金)について、他の制度と同様、退職給付債務及び年金資産を把握して退職給付引当金をB/S計上することが原則

ただし、退職給付会計の通常処理を行うにあたって必ず必要となる「各企業の年金資産額」を正確に把握できない

連合型制度の多くはこちらで処理  
 総合型制度の多くはこちらで処理

**原則法**

年金資産額を合理的に按分できる場合  
 退職給付債務(PBO)  
 年金資産の按分基準  
 「退職給付債務」の比率  
 「数理債務 - 未償却過去勤務債務」の比率  
 「数理債務」の比率  
 「掛金累計額」の比率

年金資産額を合理的に按分できない場合  
 退職給付債務の計算は不要  
 (注:事業主負担分の参考指標)  
 「掛金拠出割合」の比率  
 「制度の加入人数」の比率  
 「制度の給与総額」の比率

通常会計処理を行う  
 すなわち、個別企業毎の退職給付債務から年金資産按分額を控除した金額に未認識債務を加減して退職給付引当金をB/Sに計上

掛金の拠出額を退職給付費用としてP/L計上する  
 以下の注記が必要(2007年5月改正退職給付会計基準「企業会計基準第14号」参照)

制度全体の近況(年金資産額、年金財政上の給付債務額、その差引額)制度全体に占める自社の掛金拠出割合(又は加入人数割合)あるいは給与総額割合)上記及びに関する補足説明

### [G] 簡便法の種類

対象制度	簡便法の種類	説明	コメント
退職一時金制度のみ	退職一時金制度のみ	期末自己都合要支給額 × 比較指数	必ず一度原則法で計算する必要がある。 基礎率等に重要な変動があれば再計算が必要
年金移移行のみ	年金移移行のみ	期末自己都合要支給額 × 昇給率係数 × 割引率係数	割引率及び昇給率の適正な算定に注意が必要 平均残存勤務期間に対応する昇給率係数及び割引率係数を、実務指針資料5-1及び5-2の表により算定し、これらを期末自己都合要支給額に乘じる方法
	年金移移行のみ	期末自己都合要支給額	現在価値概念でないため精度が劣る。 給付カーブが後加重となる制度では債務が過小評価される可能性がある
一時金と年金の併用	一時金と年金の併用	責任準備金 × 比較指数	必ず一度原則法で計算する必要がある。 基礎率等に重要な変動があれば再計算が必要
	一時金と年金の併用	在籍者:上記 又は 受給者等:責任準備金	年金制度部分についても期末自己都合要支給額を算定する必要がある。 基礎率等に重要な変動があれば再計算が必要
一時金と年金の併用	一時金と年金の併用	年金未移行分:上記 年金移行分:上記	年金未移行部分については期末自己都合要支給額をもちに、年金移行部分については責任準備金等をもとに計算する方法 繰上移行制度の場合、この方法による年金制度の受給資格を得ていない者に関する債務が自己都合要支給額と責任準備金で二重にカウントされるため好ましくない。この場合下記の方法を採用すべき
	一時金と年金の併用	在籍者:上記 又は 受給者等:責任準備金	在籍者は年金移行部分を含めた全体の期末自己都合要支給額をもちに、年金受給者及び受給者等は責任準備金により計算する方法 給付カーブが後加重となる制度では在籍者部分の債務が過小評価される可能性がある

簡便法で用いることが認められている(年金財政上の責任準備金とは?)